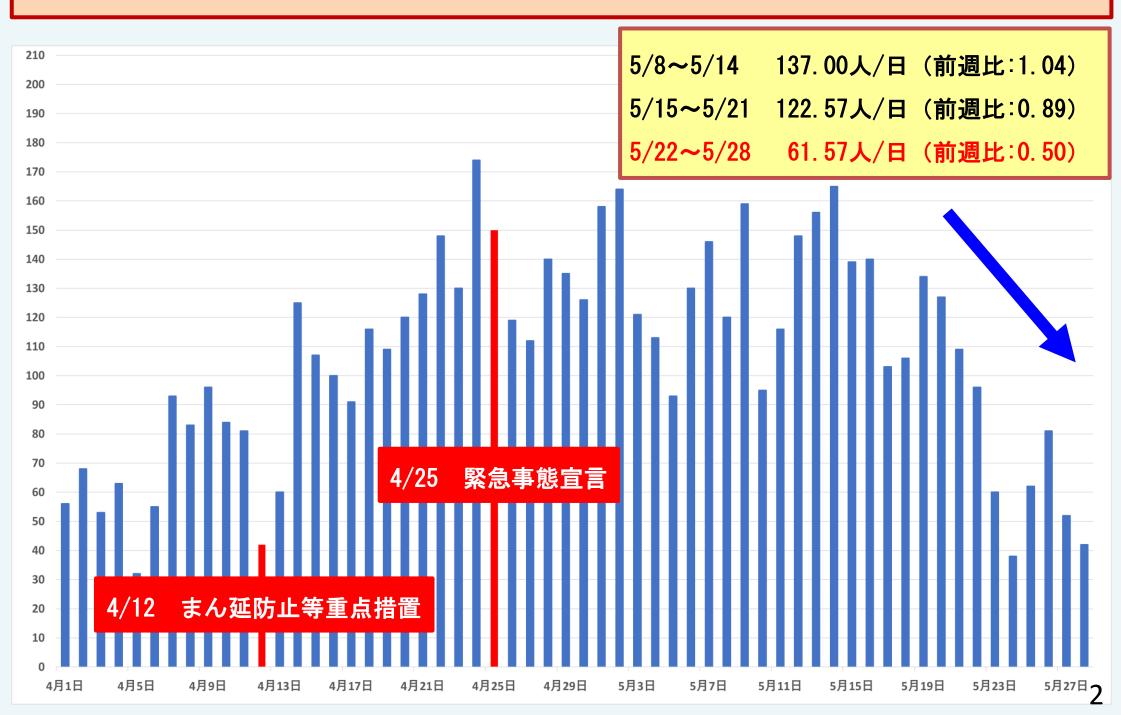
新型コロナウイルス感染症に係る 緊急事態措置(延長)について

令和3年5月28日



京都府知事 西脇 隆俊

新規陽性者数は減少局面に入っている



現状認識

- ▶ 感染者数は減少しているが依然として多い
 - ⇒ 本日の感染者数 42人、7日間平均 61.57人
- ▶ 医療提供体制は引き続き予断を許さない状況
 - ⇒ 昨日のすぐに使用できる病床54.2%、 高度重症病床44.7%
- ▶ しっかり抑え込まなければ早期にリバウンドを招く



感染者数を抑え込むため 緊急事態措置を継続

緊急事態措置(延長)の概要

域 京都府全域 <u>又</u> 現在: 令和3年5月12日(水)0時から5月31日(月)24時まで 間 期

令和3年6月1日(火)0時から6月20日(日)24時まで

実 施 内 容

- 1. 外出の自粛等
- 2. 催物(イベント等)の開催自粛
- 3. 施設の使用制限等

- 4. 職場への出勤等事業者への要請
- 5. 公共交通機関等への働きかけ
- 6. 発熱等の症状がある方への要請
- 7. 同居者に発熱等の症状がある方への要請
- 8. 家庭内感染防止の要請
- 9. 通勤・通学等に当たっての行動要請

3 施設の使用制限等

※ 詳細は京都府ホームページで確認願います

②飲食店以外への要請(1)

(1)休業・営業時間の短縮を要請する施設

佐むの活粧	施設の種類 内 訳	要請内容	
心設り作業		1000㎡超	1000㎡以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピ	特措法第24条第9項	(法に基づかない働き
	ングセンター、スーパー 等	・土日の休業を要請	かけ)
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲー	・営業時間短縮	・営業時間短縮
	ムセンター 等	5時から20時まで	5時から20時まで
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投 票券発売所 等	(いずれも、生活必需物資の小 売関係及び生活必需サービスを 営む店舗を除く)	(生活必需物資の小売 関係及び生活必需 サービスを営む店舗を 除く)
④サービス業(生活必需	スーパー銭湯、ネイルサロン、エ	(法に基づかない働きかけ)	•入場整理
サービス除く)	ステサロン、リラクゼーション 等	・19時までの営業時間短縮	

変更 (注)1,000㎡超の商業施設に対し、土日における生活必需物資※のバーゲンセール等

集客を目的とした催し物開催の自粛を要請

※食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本など

②飲食店以外への要請(2)

(2)イベントに準じた取扱いを要請する施設(施設規模に関わらず要請)

(2)1~2)に牛した状状がで女前する心故(心故が快に倒れた)を前)				
施設の種類	内 訳	要請内容		
①劇場、 映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	特措法第24条第9項		
②集会• 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	・人数上限 5,000人かつ収容率 50%以内・営業時間 21時まで		
③ホテル・ 旅館	ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る)	ただし、イベント開催以外の場合は20時 など		
変 更 ④運動施設、 遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地等	 人数上限 5,000人かつ収容率 50%以内 ・営業時間 1000㎡超は20時までを要請 (1000㎡以下は20時までを働きかけ) ただし、イベント開催の場合は21時 など 		
⑤博物館等	博物館、美術館 等	たたし、イベンド用催の物口は21時 なこ		
⑥結婚式場	結婚式場	 -酒類提供・カラオケ設備の使用自粛・営業時間短縮 (5時から20時まで) 条第2項 (法に基づかない働きかけ) -1.5時間以内の開催 -参加人数50人以下又は収容率50%以内の小さい方 		
⑦葬祭場	葬祭場	(法に基づかない働きかけ) ・酒類提供の自粛		

休業要請等に対する協力金

~支援策の継続実施~

休業要請等に応じた飲食店等※

※食品衛生法における飲食店営業の許可・ 喫茶店営業の許可等を受けている者に限る

中小企業

売上高に応じて1日4万円~10万円

前年又は前々年の要請月と同じ月の1日当たりの売上高×0.4

大 企 業

売上高減少額に応じて1日最大20万円

(前年又は前々年の要請月と同じ月の1日当たりの売上高

-今年度の要請月の1日当たりの売上高)×0.4

休業要請に応じた大規模施設・テナント

特措法第24条第9項に基づく要請に応じた、1,000㎡超の大規模施設(※1)を運営する 事業者に対して、自己利用部分面積(※2)1,000㎡毎に20万円/日・施設を支給

上記大規模施設において、テナント契約に基づき一般消費者向けの店舗を運営する事業者に対して、店舗面積100㎡毎に2万円/日・店舗を支給

- (※1) 映画館・プラネタリウム以外のイベントに準じた取扱いを要請する施設を除く
- (※2) 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

時短要請に応じた大規模施設・テナント

休業要請に応じた場合の支給額に、「時短要請に応じて短縮された営業 時間/要請対象日の本来の営業時間」を乗じた額を支給

京都府緊急事態措置に関する府民や事業者等の問い合わせ先

▶ 緊急事態措置全般及び営業時間短縮等について

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL: 075-414-5907

平日9時から17時【緊急事態措置期間中は休日も開設】

▶ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について協力金コールセンター

TEL: 075-365-7780

9時30分から17時30分(日曜日・祝日除く)

▶ 京都府ホームページ上にもFAQを掲載(随時更新)